

平成 26 年 8 月 28 日

(一社) 京都府建設業協会 御中

京都市行財政局財政部契約課長
(担当：細野 075-222-3311)

公共工事等の前払金・中間前払金における支払限度額の撤廃について

平素は、本市の公共工事の入札・契約をはじめ、市政全般に多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、本市が発注する建設工事等について、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう、下記のとおり、前払金及び中間前払金について支払限度額の撤廃を行いますのでお知らせします。

記

1 前払金

(1) 対象

土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、調査等を含む。）

(2) 支給割合

工事については請負代金の 4 割以内。設計等については請負代金の 3 割以内

(3) 変更点

前払金の支払限度額について、原則、1 会計年度につき 3 億円を限度額としていましたが、当該限度額を撤廃します。

2 中間前払金

(1) 対象

土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、調査等を除く。）

(2) 支給割合

請負代金の 2 割以内

(3) 変更点

中間前払金の支払限度額について、原則、1 会計年度につき 1.5 億円を限度額としていましたが、当該限度額を撤廃します。

3 実施時期

平成 26 年 9 月 1 日以後に公告する案件から適用します。

※ 制度の詳細を記載した「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」は、8 月 29 日に京都市入札情報館の「お知らせ」のページに掲載する予定です。